平成２３年（フ）第８９８号
京都市右京区太秦辻ケ本町11番地６　プチハウス太秦202号室
債務者　増田　秀敏
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９０１号
京都市伏見区醍醐新町裏町12番地　レオ中臣114号
債務者　岩淵　伸之
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９２８号
京都市中京区壬生坊城町48番地３　壬生坊城第２団地３棟525号
債務者　大橋　繁一
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９９８号
京都市北区紫野南花ノ坊町８番地２
債務者　長瀬　幸雄
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１１号
京都市右京区太秦安井北御所町２番地40
債務者　清水　絵美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１５号
京都府八幡市岩田竹綱４番地
債務者　平田　貴志
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６４５号
広島市安佐南区大塚西３丁目３番45―1101号
債務者　沖野　ゆみ
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７２０号
広島県東広島市八本松飯田２丁目18番１―506号
債務者　井上拓太郎
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７５４号
広島市西区小河内町２丁目１番36―302号
債務者　吉永　　功
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７６７号
広島市安佐北区亀崎３丁目４番76―1012号
債務者　新原　真絵
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７７３号
広島県山県郡北広島町丁保余原1120番地１
債務者　板谷かおり
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７７５号
広島市佐伯区五日市６丁目７番15―202号
債務者　平田　悦子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８１５号
広島市西区楠木町４丁目３番13―302号
債務者　松岡　幸代（旧姓野坂）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２８号
福岡県大野城市牛頸２丁目20番12号
債務者　副島　正海
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２９号
福岡県大野城市牛頸２丁目20番12号
債務者　副島　靖子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９６８号
福岡県宗像市日の里５丁目３番地87　38棟502号
債務者　谷　たつえ
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０４４号
福岡県糟屋郡久山町大字山田857番地１
債務者　本田　悠馬
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１１５号
福岡県糸島市志摩船越158番地17
債務者　井上奈津子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部